

申請者 坂井大輔
論文題目 日本公法学史研究序説―穂積八束を中心として
審査員 屋敷二郎（主査）、森村進（副査）、松園潤一郎（副査）

坂井大輔氏の学位申請論文は、民法典批判を緒として国家論・法論・道徳論を包括する穂積八束《公法学》の全体像とその形成過程を解き明かした第一部「穂積八束の《公法学》」と、八束《公法学》の上杉慎吉による「継承」並びに美濃部達吉による「解体」及びその帰結としての天皇機関説事件を扱った第二部「穂積八束《公法学》の継承と解体」の二部構成からなる本論と、附論「平野義太郎『大アジア主義』の成立」で構成される。

本論文には、以下のような特長がある。

第一に、従来の日本近代法史研究では、個々の法学者の著作を歴史的テキストとして客観的に分析することで法制度とその実務の背景に存する思想を解明する手法がそれほど重視されず、あまり熱心に行われてこなかった。この点で、日本近代法史を法学史として再構成しようとする坂井氏の論文には、一定の貢献が認められる。

第二に、その際の要として、穂積八束の《公法学》に徹底的な分析を加えた点である。坂井氏は、八束の著作を網羅的に検討することで、憲法・行政法にとどまらず家族法から道徳教育までも包括する八束《公法学》の全体像を描き出すことに成功し、これを〈天皇制共産主義〉と位置づけ、さらに留学中に八束が師事したルドルフ・ゾームの多岐にわたる著作を検討することで、国学など日本伝統思想に基づくかのように装われた八束の《公法学》が実はゾームの理論枠組に由来することを解き明かした。これは従来の研究においてほとんど扱われていない、坂井氏の最も重要かつ独創的な貢献である。

第三に、八束《公法学》の継承・解体という観点から、上杉慎吉と美濃部達吉を再検討し、両者の対立関係を主権学派对立憲学派という構図を超えた〈天皇制資本主義〉をめぐる民主主義的立場と自由主義的立場との対立と位置づけ、新たな研究の視座を拓いた点にも、坂井氏の論文に一定の貢献を認めることができる。また、附論で扱われた平野義太郎の「転向」についても、その各時期における八束《公法学》の部分的な再生産を指摘してその所説における一貫性を探求し、ひいては日本近代私法学における「日本の特徴」を見出そうとした試みについても、同様に評価することができる。

もとより、本論文には問題点も残されている。日本近代法史を法学史として再構成しようとする坂井氏の意欲は好ましいが、実際に法学者の著作を客観的に分析することで、日本近代の法制度とその実務について具体的にどのような新たな知見が得られたのか、本論文からは明らかではない。また、八束がゾームの学説を受容しながらも、その核心をなすキリスト教を天皇制に置き換え、いわば和魂洋才式に換骨奪胎したことについて、本論文には十分な説明がない。宇和島藩に国学を導入した鈴木重麿の孫である以上、今後の課題として、八束と日本伝統思想の関係について仔細な検討を期待したい。さらに、上杉・美濃部・平野については、八束に比して著作の検討に網羅性を欠くという難点が否めない。八束《公法学》の継承・解体という視座そのものは有効であるとしても、これら「継承者」「解体者」たちの所説もまた全体像をきちんと描いた上で、そこにおける継承・解体を論じるのでなければ、個々の法学者の著作を歴史的テキストとして客観的に分析したとはいえないだろう。とはいえ、これらの問題点は、他面において構想の壮大さに起因するもので、時間をかけて取り組めば克服しうる類のものであるため、坂井氏が日本近代法史において自立して高度な研究を遂行する能力を備えていることは本論文から明らかである。

以上のような論文の評価と口述試験の結果に基づいて、審査員一同は、申請者坂井大輔氏に一橋大学博士（法学）の学位を授与することが適当であると判断する。